個別の論稿に関する著作権その他の権利は、当該論稿の著作者に帰属しています。無断転載等、上記権利を侵害する行為や侵害のおそれのある行為は、法律により禁止されています。

民法における債権者平等の原則の強制執行手続による実現
――任意弁済の詐害行為取消しを素材として

神戸大学准教授　　瀬戸口　祐　基

目　次

Ⅰ　はじめに 2
Ⅱ　債権者平等の原則の民法上の原則としての位置づけ 4
　1　序 4
　2　手続と分離した民法上の原則としての位置づけの困難性 4
　3　手続と連続した民法上の原則としての位置づけの可能性 10
　4　まとめ 14
Ⅲ　任意弁済の詐害行為取消しの検討 15
　1　序 15
　2　任意弁済の詐害行為取消しの要件と債権者平等の原則 15
　3　任意弁済の詐害行為取消しの効果と債権者平等の原則 22
　4　まとめ 31
Ⅳ　おわりに 32

Ⅰ　はじめに[1]

「債権者平等の原則」について、ある辞典は次のように説明している。「同一の債務者に多数の債権者がいる場合、全ての債権者が債権の発生の時期や発生の原因を問わず、債務者の財産から平等かつ共同に弁済を受けるという原則。特に倒産又は強制執行手続において意味をもち、各債権者は債権額に応じ比例配分によって弁済を受ける」[2]。また、他の辞典は次のように説明している。「例えば、債務者 A に対して、債権者 B・C・D が、それぞれ 300 万円・200 万円・100 万円の債権をもっている場合において、債務者 A に 300 万円の財産しかないときには、破産又は強制執行手続において、B・C・D は、債権発生原因が（売買、消費貸借、不法行為など）何であるか、債権がいつ発生したかにかかわりなく、平等に、すなわち、債権額に応じて按分比例的に満足を受ける（上記の例では、B 150 万円・C 100 万円・D 50 万円）。このように債権者を取り扱うルールを、債権者平等の原則という」[3]。

これらの説明は、債権者平等の原則が、特に強制執行手続や破産手続ないし倒産手続のもとで機能するものであることを示している。逆にいえば、強制執行手続や倒産手続の外では債権者平等の原則が機能することは少ないということになる。現に、民法学上もそのことが指摘されてきた[4]。

そして、こうした指摘は、債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけ

---

[1] 本稿は、2023 年 7 月 21 日に司法研修所で行われた司法研修所教官セミナーにおける講演内容に加筆修正を施したものである。セミナーでは、講演内容についての質疑応答を通じて数々の有益なご指摘を頂戴した。貴重な機会をご提供くださったセミナー関係者の方々には、記して感謝申し上げる。

[2] 法令用語研究会編『有斐閣　法律用語辞典〔第 5 版〕』（有斐閣、2020）435 頁。

[3] 高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典〔第 5 版〕』（有斐閣、2016）466 頁。

[4] このような指摘は、Ⅱ２で後述するように、鈴木禄弥「「債権者平等の原則」論序説」同『物的担保制度をめぐる論集』（テイハン、2000）〔初出 1996〕23 頁及びこれに続く中田裕康「債権者平等の原則の意義――債権者の平等と債権の平等性」同『継続的契約の規範』（有斐閣、2022）〔初出 2002〕303 頁によって行われたものである。

ることに対する消極的な態度へと結びつくことがある[5]。債権者平等の原則が強制執行手続や倒産手続のもとにおいてこそ機能するものであるならば、債権者平等の原則をあえて民法上の原則として位置づける必要はなく、強制執行法や倒産法上の原則として位置づければよいと考えられるためである。

これに対し、債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけつつ、この民法上の原則が強制執行手続や倒産手続を通じて機能するものと考えることもできる。そこで本稿では、債権者平等の原則を、特に強制執行手続を通じて機能する民法上の原則として位置づける可能性を示すことを試みる[6]。

そのために、以下ではまず、債権者平等の原則を、強制執行手続を通じて機能する民法上の原則として位置づけることが、ありうる１つの考え方であることを示す（Ⅱ）。そのうえで、債権者平等の原則に関係する民法上の具体的な素材の１つとして詐害行為取消権制度をとりあげ、特に任意弁済を詐害行為取消しの対象とする場面を念頭に置いて、詐害行為取消権制度の要件・効果について、この考え方を採用することの具体的な意義を示すことを試みる（Ⅲ）。

なお、本稿では、特に断らない限り、「債権者平等の原則」という言葉を、「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」[7]という意味で使用する[8]。この定義における「非優先性」とは、同一債務者に対する債権が相互に優先しないことを指し[9]、「比例弁済原則」とは、非優先性が満たされる債権の間において債権額に応じた弁済がされることを指すが[10]、これらの詳細については、Ⅱ２（３）で後述する。また、本稿では、こうした「債権者

---

[5] 鈴木・前掲注 4)40 頁のほか、中田・前掲注 4)324 頁も参照。

[6] このほかにも、債権者平等の原則を倒産手続を通じて機能する民法上の原則として位置づける可能性も問題となりうるが、本稿ではこの問題は扱わない。ただし、Ⅲ２（３）では、この問題に関連する内容について後述する。

[7] 中田・前掲注 4)323 頁。

[8] Ⅱ２（３）で後述するように、この用語法は、中田裕康によって示されたものであり、現在の民法学においても一定程度受容されている。この用語法を採用するものの一例として、道垣内弘人編『新注釈民法（6）物権（3)』(有斐閣、2019）6-7 頁〔道垣内弘人〕参照。

[9] 中田・前掲注 4)319-320 頁。

[10] 中田・前掲注 4)307 頁。

平等の原則」の定義をうけて、特に断らない限り、「債権者平等」という言葉を、「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済」という意味で使用する。

Ⅱ　債権者平等の原則の民法上の原則としての位置づけ

１　序

まずは、債権者平等の原則が強制執行手続や倒産手続の外では機能しにくいことについて民法学上どのような指摘がされてきたのかを確認したうえで(２)、債権者平等の原則を強制執行手続を通じて機能する民法上の原則として位置づける可能性について検討する（３)。

２　手続と分離した民法上の原則としての位置づけの困難性

（１）　序

債権者平等の原則が強制執行手続や倒産手続の外では機能しにくいことは、鈴木禄弥によって指摘された後、中田裕康によってより詳細に分析されている。そこで、鈴木禄弥による指摘（(２)）と中田裕康による指摘（(３)）のそれぞれについて、概要を確認しておく。

（２）　鈴木禄弥による指摘[11]

鈴木禄弥は、「そもそも、「債権者平等の原則」の適用の有無が問題になりうるのは、甲と乙とが同一の債務者丙に対していずれも債権を有し、しかも、この両債権が十全に満足されるということは不可能な事情の存在する場合においてである」ことを指摘したうえで[12]、ここでいう甲と乙が丙に対して有する債権がいずれも金銭債権である場合に、任意弁済・強制執行手続・破産手続のそれぞれによる金銭債権の実現を想定したときに、甲の債権と乙の債権とがどの

---

[11] ここでは、鈴木・前掲注 4)における指摘をとりあげる。
[12] 鈴木・前掲注 4)30 頁。

程度平等に実現することとなるかを検討している[13]。

まず、任意弁済については、ある債権者に対する任意弁済に他の債権者が介入することは認められず、それゆえ債権者平等は問題とならないのが原則であることを確認している[14]。また、債務者が無資力である場合には、ある債権者に対する任意弁済について他の債権者が詐害行為取消権を行使することが問題となりうることを認めつつも[15]、たとえ詐害行為取消権の行使が認められたとしても、最終的には取消債権者が優先して満足を受ける帰結となり、いずれにしても受益者である債権者と取消債権者となる債権者との間での債権者平等は実現しないことを指摘している[16]。

また、強制執行については、ある財産を対象とする強制執行手続に複数の債権者が参加する場合において、その財産をもってしてはこれらすべての債権者を満足させることができないときは、平等主義のもと、債権者平等が実現しうることを認めている[17]。ただし、強制執行制度における平等主義の採用は、強制執行法上の法政策によるものであり、実体法である民法とは直接には無関係であることを指摘している[18]。

---

[13] 鈴木・前掲注 4)30-34 頁。そのほか、甲と乙が丙に対して有する債権が、いずれも特定物債権である場合については同 34-36 頁で、いずれも種類債権である場合については同 36-37 頁で、それぞれ検討している。これは、同 30 頁において指摘されているとおり、前掲注 12)に対応する本文における引用部分の「不可能な事情」が、問題となる債権が金銭債権・特定物債権・種類債権のいずれであるかによって異なるという認識によるものである。ただし、同 30-31 頁において指摘されているように、債権者平等の原則は同一債務者に対して複数の金銭債権者が存在する場合を想定して語られることが一般的であり、本稿でもこの場合を想定して検討を進めるため、ここではこの場合に関する検討内容のみに注目するにとどめる。

[14] 鈴木・前掲注 4)31 頁。

[15] 鈴木・前掲注 4)31-32 頁。

[16] 鈴木・前掲注 4)38 頁注 3。そこでは、受益者から逸出財産の返還として金銭の支払を受けた取消債権者が、債務者に対するこの金銭の返還債務と被保全債権とを相殺することで、実質的に受益者に優先して債権回収をすることができることが指摘されている。この問題については、Ⅲ３（３）で後述する。

[17] 鈴木・前掲注 4)32-33 頁参照。

[18] 鈴木・前掲注 4)33 頁。

さらに、破産については、破産手続においては債権者平等が実現しうることを認めている[19]。しかし、それは別除権者や財団債権者のような優先的地位を与えられていない債権者間に限ってのことであることを指摘し、「「債権者平等の原則」なるものは、実質的には、いわば残りカス同士の平等にすぎない、ということもできる」と評している[20]。

最後に、以上をふまえ、「甲乙が最後まで平等に扱われ、各自の債権額に応じての按分的満足を、そしてそれのみを与えられるという結果になるのは、実際上は、例外的な事態で、ただ、ドグマティークがこれを原則であるからかのごとくに把えて、「債権者平等の原則」と呼んでいるにすぎないのである」との評価を下している[21]。また、前述のとおり強制執行手続や破産手続においては債権者平等が実現する可能性を認めてはいるものの、このように強制執行手続や破産手続において債権者平等が定められていることによって、「実体法上の問題まで包み込んでの「債権者平等の原則」なるものが説かれるに至っているのだ、というべきではあるまいか」との指摘を行っている[22]。

このように、鈴木禄弥は、任意弁済については債権者平等は実現しないことや、強制執行手続や破産手続においては債権者平等が実現しうるもののそれは強制執行法・破産法の問題であって民法の問題ではないといえることから、債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけることに対する消極的な評価を行っている。

（３）　中田裕康による指摘[23]

（２）で前述したことから、鈴木禄弥は、民法・強制執行法・破産法の３つを区別したうえで、それぞれについて債権者平等がどの程度実現するかを検討するという発想を示している。この発想を受け継ぎつつ、「債権者平等の原則」の定義自体に注目して検討を進めたのが、中田裕康である。

---

[19] 鈴木・前掲注 4)33 頁。
[20] 鈴木・前掲注 4)34 頁。
[21] 鈴木・前掲注 4)40 頁。
[22] 鈴木・前掲注 4)33 頁。
[23] ここでは、中田・前掲注 4)における指摘をとりあげる。

中田裕康は、民法・強制執行法・倒産法のそれぞれの法分野において、「債権者平等の原則」がどのように語られてきたのかを確認したうえで[24]、3つの法分野において共通して使用可能な「債権者平等の原則」の定義を示している。その定義というのが、「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」というものである[25]。

この定義において「同一債務者に対する債権」が問題となることが強調されているのは、民法学上、債権者平等の原則と結びつけて語られることがある「同一内容の債権」どうしの平等の問題を、債権者平等の原則と切り離すことを意図してのものである。すなわち、債権者平等の原則のもとでは、同一債務者に対する金銭債権[26]どうしの平等が問題となっているのであり、同一の特定物の引渡しを目的とする債権のような「同一内容の債権」が同時に複数存在しうるという非排他性の問題は、これとは区別されるべきことが強調されている[27]。

また、この定義における「非優先性」とは、同一債務者に対する債権が相互に優先しないことを指す[28]。そして、民法上の優先権の存在や倒産法上の考慮

---

[24] 倒産法については、中田・前掲注 4)305-307 頁で、強制執行法については、同 307-309 頁で、民法については、同 310-318 頁で、それぞれ検討している。

[25] 中田・前掲注 4)323 頁。前掲注 7)及び前掲注 8)並びにこれらに対応する本文で言及したように、本稿もこの用語法を採用している。

[26] より厳密には、中田・前掲注 4)312 頁は、「もともと金銭債権であったもの、損害賠償債権に転化して金銭債権となったもの、又は、計算上金銭化された債権」が問題となることを指摘している。

[27] 中田・前掲注 4)311-313 頁。理論的には、同一債務者に対する金銭債権どうしの平等も、金銭債権という「同一内容の債権」が同時に複数存在しうるという非排他性を前提とするものといえそうであるが、この点につき、同 313 頁は、「1 人の債務者に対して複数の金銭債権が成立しうることは当然のこととされ、排他性との関係で「同一内容の債権」の成否が問題となりうるという発想自体なさそうである」と指摘している。

なお、同 312-313 頁においては、非排他性が自由競争論と親和的であるのに対し、債権者平等の原則を構成する比例弁済原則は自由競争論よりも平等・公平の理念と親和的であることも指摘している。

[28] 中田・前掲注 4)310 頁では、民法学において「債権者平等の原則」の内容として語られてきたものを確認する際に、「非優先性」を「債権は、その発生の前後によって優劣はなく、平等である」こととして定義しているが、同 319-320 頁において民法・強制執行法・倒産法に共通する「債権者平等の原則」の定義

によって、一定の種類の債権について非優先性が否定されることもあれば、先んじて弁済を受けた債権者の優先を認めることによって、個別の債権者の債権について非優先性が否定されることもあることから、非優先性の範囲・程度はこうした実質判断によって決まることが指摘されている[29]。

さらに、この定義における「比例弁済原則」とは、非優先性が満たされる債権の間において債権額に応じた弁済がされることを指す[30]。そして、この比例弁済原則に関しては、「①分配の対象となる財産の確定、②分配を受ける債権者の範囲の確定、③分配の基準となる債権の確定とその金銭化」がされたうえで、「分配対象財産の総額が総債権額を下回るか、少なくとも下回る可能性がなければ」、比例弁済は実現できないという、重要な指摘がされている[31]。さらに、このような比例弁済の前提条件が満たされることが制度的に保障されていない場合には、この前提条件を整えたうえで比例弁済を実施する費用や、比例弁済の過程における事実上・法律上の判断や評価に誤りがある場合における責任や不利益を、誰にどのように負担させるかが問題となることが指摘されたうえで、こうした「比例弁済コスト」を、弁済をすべき立場にある者に負担させることが適当でない場合には、先に弁済を受けた債権者が他の債権者に優先する結果となることが認められるという考えが示されている[32]。

このような比例弁済原則の前提条件についての指摘は、強制執行手続や倒産手続の外では、これらの前提条件が満たされることが制度的に保障されていないがゆえに、比例弁済ないし債権者平等を実現することが困難であることを意識させるものである。一例として、ある債権者に対する任意弁済について他の債権者が詐害行為取消権を行使する場合において、最終的には取消債権者が優先して満足を受ける帰結となり、受益者である債権者と取消債権者となる債権

を示す際には、「非優先性」という言葉に対して本文に示したようなより広い意味を与えている。

[29] 中田・前掲注 4)319-320 頁。

[30] 中田・前掲注 4)307 頁。

[31] 中田・前掲注 4)320-321 頁。

[32] 中田・前掲注 4)321 頁。

者との間での債権者平等が実現しないことは、比例弁済の前提条件が満たされることが制度的に保障されていない中で、前述の比例弁済コストを取消債権者に負担させるべきでないことによって正当化できることが示唆されている[33]。

こうした検討のもと、「債権者平等の原則が妥当するのは、定型的にみて優先性を認めるべき理由のない債権について、個別債権者の行為の評価にあたって平等を尊重すべき場合であって、かつ、弁済担当者に比例弁済コストを負担させてもよい場合である」との結論が示されている[34]。そして、このような債権者平等の原則は、強制執行手続や倒産手続の外では妥当しにくいのに対し、倒産手続において最もよく妥当することから、債権者平等の原則は、民法上の原則として位置づけるよりも倒産法上の原則として位置づける方が適当でありうることが指摘されている[35]。

（４）　小括

以上のとおり、鈴木禄弥が、実定法上の規律として、強制執行手続や倒産手続の外では債権者平等が実現しないことを指摘した後、中田裕康は、その理由の１つとして、これらの手続の外では債権者平等が実現するための前提条件が満たされることが制度的に保障されていないことを明らかにした。

実際、中田裕康が債権者平等の原則が実現するための前提条件として挙げる、財産・債権者・債権額の確定は、そのための手続なくしては、理論的にも実践的にも困難であるといわざるをえない。債務者が有する財産や、これを引当て

---

[33] 中田・前掲注 4)322 頁。なお、そこでは、取消債権者が優先して満足を受けることについて、前掲注 16)で引用した鈴木・前掲注 4)38 頁注 3 と異なり、相殺に関する言及はない。この問題については、Ⅲ３（３）で後述する。

また、「比例弁済コスト」が問題となる他の例として、中田・前掲注 4)322-323 頁においては、債権の二重譲渡がされた場合において 2 つの債権譲渡についての確定日付ある債権譲渡通知が債務者に同時に到達したときについての問題も検討されている。ただし、この問題は、同一債権についての譲受人間での比例弁済に関する問題であって、債権者平等の原則との関係で通常想定されている、一般債権者間での比例弁済に関する問題ではない。

[34] 中田・前掲注 4)323 頁。

[35] 中田・前掲注 4)324 頁。

とする債権に係る債権者や債権額は、時間の経過に応じて流動的に変化する[36]。このように財産・債権者・債権額が流動的に変化する中でこれらを確定するためには、ある特定の時点での財産・債権者・債権額に注目する必要があるが、それをどの時点とすべきかは実体法上は必ずしも一義的に定まらず、また仮に定まったとしてもその時点での財産・債権者・債権額をすべて把握することは債務者本人にとっても現実的に難しいことでありうる。

このように、強制執行手続や倒産手続の外では、財産・債権者・債権額の確定が理論的にも実践的にも困難であるため、「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」として定義される債権者平等の原則が機能する可能性は低い。そうすると、民法を強制執行手続や倒産手続と分離したものとしてとらえるならば、債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけることは難しいものと考えられる。

３　手続と連続した民法上の原則としての位置づけの可能性

（１）　序

これに対し、民法を強制執行手続や倒産手続と連続したものとしてとらえるならば、民法上の原則としての債権者平等の原則が、強制執行手続や倒産手続を通じて機能するものと考えることもできる[37]。債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけつつ、財産・債権者・債権額の確定が保障されている強制執行手続や倒産手続を介してこの民法上の原則が機能するものと考えるわけである。

このような考え方は、日本の民法学において債権者平等の原則が語られる由来となった旧民法債権担保編（明治 23 年法律第 28 号）1 条が採用していたものである（(２)）。また、同じ考え方は、民事執行法のもとでも採用されている

---

[36] この点については、瀬戸口祐基「共同担保概念の民法上の意義――フランスにおける資産（patrimoine）概念をめぐる議論を通じた考察（6・完）」法協 135 巻 11 号（2018）2588-2590 頁、同「債権者の共同担保に関する流動性」法教 513 号（2023）29 頁参照。

[37] 中田・前掲注 4)324 頁も、このように考える可能性を認めている。

ものと考えられる（(３)）。

（２）　旧民法債権担保編１条

民法学において語られる債権者平等の原則は、旧民法債権担保編１条に由来するものである[38]。同条は次のように規定していた。

旧民法債権担保編１条

債務者ノ総財産ハ動産ト不動産ト現在ノモノト将来ノモノトヲ問ハス其債権者ノ共同ノ担保ナリ但法律ノ規定又ハ人ノ処分ニテ差押ヲ禁シタル物ハ此限ニ在ラス

債務者ノ財産カ総テノ義務ヲ弁済スルニ足ラサル場合ニ於テハ其価額ハ債権ノ目的、原因、体様ノ如何ト日附ノ前後トニ拘ハラス其債権額ノ割合ニ応シテ之ヲ各債権者ニ分与ス但其債権者ノ間ニ優先ノ正当ナル原因アルトキハ此限ニ在ラス

財産ノ差押、売却及ヒ其代価ノ順序配当又ハ共分配当ノ方式ハ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

この旧民法債権担保編１条は、金銭債権のための強制執行である金銭執行について定めるものである[39]。そして、債権者平等の原則に関しては、同条２項本文が、債務者のある財産を対象とする強制執行手続において、その財産を換価することによって得られる金銭がこの手続に参加するすべての一般債権者に対して完全な支払をするのに不足する場合には、それらの債権者が有する債権の目的、発生原因、期限・条件の有無、発生時期の先後を問わず、各債権者に対してその債権額の割合に応じた配当が行われることを規定したうえで[40]、同

---

[38] 鈴木・前掲注 4)25-26 頁、中田・前掲注 4)314-318 頁のほか、鳥山泰志「債権者平等の原則」法教 526 号（2024）7-8 頁も参照。

[39] 瀬戸口祐基「共同担保概念の民法上の意義――フランスにおける資産（patrimoine）概念をめぐる議論を通じた考察（1)」法協 135 巻 1 号（2018）9-10 頁。また、この点を含め、旧民法債権担保編 1 条の起草過程や立法理由、当時の学説による理解については、同 4-20 頁参照。

[40] 瀬戸口・前掲注 39)12 頁。なお、旧民法債権担保編 1 条 2 項本文は、「債権ノ目的……ニ拘ハラス」という部分において、配当を受ける債権者の中に債権の目的が金銭の支払でない者も含まれうるかのような規定ぶりとなっているが、

条3項が、この配当に関する具体的な手続が民事訴訟法において定められることを規定していた[41]。

このように、旧民法債権担保編1条は、強制執行手続のもとで機能するものとしての債権者平等の原則を、民法において定めるものであった。

なお、この旧民法債権担保編1条に対応する条文は現行民法においては存在しないが、現行民法の起草者である梅謙次郎と富井政章は同条2項本文が規定する内容が現行民法のもとでも妥当することを認めていた[42]。そして、現在でも、旧民法債権担保編1条2項本文が規定する内容が現行民法のもとでも妥当することを認める見解が存在している[43]。

（３）　民事執行法85条2項

また、強制執行手続は現在は民事執行法によって規律されているところ、強制執行手続のもとでの債権者平等は民事執行法85条2項を根拠とするものと考えられている[44]。同項は次のように規定している。

民事執行法85条2項

執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合

これは、もともとは金銭債権者ではなかった債権者が、損害賠償債権を取得したり、債務者が費用負担すべき強制執行手続を利用したりする結果として、金銭執行手続を利用する場合を想定しているためであると考えられる。この点につき、同55-56頁注33及びこれに対応する本文参照。また、前掲注26)において引用した中田・前掲注4)312頁の指摘も参照。

[41] 瀬戸口・前掲注39)10頁、12頁。

[42] 梅謙次郎『民法要義　巻之三　債権編』(有斐閣、復刻版、1984)〔初出1912〕3-4頁、富井政章『訂正　民法原論　第2巻　物権』(有斐閣、復刻版、1985)〔初出1923〕27-28頁参照。また、瀬戸口・前掲注39)28-32頁も参照。

[43] 特に、大村敦志『新基本民法3　担保編　物的担保・人的担保の法〔第2版〕』（有斐閣、2021）18-24頁参照。また、瀬戸口・前掲注39)32-33頁も参照。

[44] 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』(青林書院、2021）567頁、585-586頁注12、伊藤眞ほか編『条解　民事執行法〔第2版〕』(弘文堂、2022)896-897頁〔水元宏典〕参照。また、瀬戸口・前掲注39)26頁も参照。

なお、民事執行法85条2項は、直接には不動産に対する強制執行についての条文であるが、動産に対する強制執行については同法142条2項が、債権及びその他の財産権に対する強制執行については同法166条2項が、それぞれ同法85条2項を準用している。

には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならない。

このような民事執行法 85 条 2 項によって強制執行手続のもとでの債権者平等が導かれていることから、強制執行手続のもとでの債権者平等は、「民法、商法その他の法律の定めるところによ」るものということになる。そして、強制執行手続のもとでの債権者平等が一般的な射程を有するものであることを考慮すると、同項は、強制執行手続のもとでの債権者平等は一般法である民法が定めるものとして位置づけていると考えられる[45]。

したがって、民事執行法のもとでは、民法が定める債権者平等の原則が強制執行手続において妥当するという理解が採用されており、この理解に基づき、強制執行手続のもとでの債権者平等が導かれているものと考えることができる。

（４）　小括

以上のとおり、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという考え方は、沿革的に債権者平等の原則の由来となった旧民法債権担保編 1 条 2 項本文が採用するものであり、また、強制執行手続について定める現行法である民事執行法 85 条 2 項が採用するものでもある。

そして、強制執行手続のもとでは、財産・債権者・債権額の確定という債権者平等の原則が機能するための前提条件が満たされることが保障されていることから、このような考え方を採用する場合には、２でみた問題が解消することになる。したがって、民法を強制執行手続と連続したものとしてとらえて、債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけつつ、この原則が強制執行手続を通じて機能するものとして理解することは、ありうる 1 つの考え方であるということができる。

---

[45] こうした位置づけは、民事執行法制定前の、旧々民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）が強制執行手続について規律していた時期における判例である大判大正 12 年 6 月 2 日民集 2 巻 352 頁が、強制執行手続における平等主義について判断する際に示した、「民事訴訟法ニ於ケル金銭債権ニ基ク強制執行ノ規定ハ債務者ノ財産ハ一般債権者ノ共同担保ナリトノ民法ノ趣旨ニ拠リタルモノナレハ差押債権者ニ優先権ヲ与ヘタルニアラスシテ各債権者ニ対シ其ノ債権ノ割合ニ依リ平等ニ配当ヲ受クルノ権ヲ与ヘタルモノナルコト之ヲ推知スルニ難カラス」（傍点筆者）との判示部分とも親和的なものと考えられる。

４　まとめ

ここまでみてきたように、「債権者平等の原則」を「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」として定義するとき、このような意味での債権者平等の原則が機能するためには、財産・債権者・債権額の確定が前提となるため、このような前提を満たすことを可能とする強制執行手続や破産手続と分離した民法上の原則として債権者平等の原則を位置づけることは困難である。しかし、このような前提を満たすことを可能とする強制執行手続と連続した民法上の原則として債権者平等の原則を位置づけることは可能であり、そうした位置づけは沿革や民事執行法 85 条 2 項にも適合的である。

なお、中田裕康による「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」という「債権者平等の原則」の定義は、もともと強制執行手続における処理についても妥当するものとして考案されたものであるため[46]、債権者平等の原則を強制執行手続のもとで機能する民法上の原則として位置づける場合にも、同じ定義を使用することができる。そのため、本稿では、強制執行手続を通じて機能する民法上の原則としての「債権者平等の原則」を指す際にも、この定義を使用する。

ところで、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという理解がありうるものであるとしても、このような理解をすることにどれほどの意義があるのかが問題となりうる。債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するものであるならば、端的にこれを強制執行法の原則とすれば足り、あえて民法上の原則として位置づける意味は乏しいものと考えられるためである。

しかし、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという理解を採用する場合には、平成 29 年改正前の民法のもとで債権者平等の原則を民法上の原則として位置づけることに批判的な文脈で引き合い

---

[46] この点につき、中田・前掲注 4)319 頁、323-325 頁、特に 324 頁注 60 参照。

に出されてきた任意弁済の詐害行為取消しについて[47]、特に平成 29 年改正後の民法のもとで、これらの批判とは異なる見方ができるように思われる。そこで次に、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという理解のもとで、任意弁済の詐害行為取消しをどのようにとらえることができるかを検討することにしたい。

Ⅲ　任意弁済の詐害行為取消しの検討

１　序

詐害行為取消権制度については、特に任意弁済の詐害行為取消しの要件・効果をめぐって債権者平等の原則との関係が論じられてきた。そこでここでは、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという理解のもとで、任意弁済の詐害行為取消しの要件がどのようにとらえられるかを示したうえで（２）、その内容もふまえつつ任意弁済の詐害行為取消しの効果についても検討を行う（３）。

２　任意弁済の詐害行為取消しの要件と債権者平等の原則

（１）　序

ある債権者に対する任意弁済が詐害行為取消しの対象となるためには、その任意弁済が他の債権者を害するものであることが必要となる。

平成 29 年民法改正の結果、任意弁済の詐害行為取消しの要件については民法 424 条と 424 条の 3 が規律しているところ[48]、これらの条文が定める要件の

---

[47] 前掲注 16)及び前掲注 33)並びにこれらに対応する本文参照。

[48] 任意弁済の詐害行為取消しについて民法 424 条と 424 条の 3 のいずれもが適用されることについては、「法制審議会民法（債権関係）部会第 96 回会議議事録」21-22 頁〔金洪周関係官発言〕参照。

ただし、この点をめぐり異なる見解が存在し議論が展開していることにつき、片山直也「否認権・詐害行為取消権における「有害性」と「不当性」」同『財産の集合的把握と詐害行為取消権――詐害行為の基礎理論　第 2 巻』（慶應義塾大学出版会、2024）〔初出 2023〕341-343 頁、344-346 頁等参照。

うち、任意弁済が他の債権者を害するものであることを基礎づけることが考えられるのが、民法 424 条 1 項本文が定める無資力要件と、民法 424 条の 3 第 1 項 1 号が定める支払不能要件である[49]。そこで、無資力要件（(２)）と支払不能要件（(３)）のそれぞれについて、任意弁済が他の債権者を害するものであることを基礎づける要件といえるかを、債権者平等の原則との関係を意識しつつ、検討する。

（２）　無資力要件

民法 424 条 1 項本文は、詐害行為取消しの対象となる詐害行為を「債権者を害する……行為」と定義するうえで、債務者の無資力が詐害行為取消しの一般的要件となることを含意している[50]。そして、ここでいう「無資力」とは、基本的には、財産の合計額を債務の合計額が上回る状態を指す[51]。

このような意味での無資力である債務者がある債権者に対して任意弁済をした場合において、この任意弁済が他の債権者を害するものとして評価されるのは、その任意弁済がされなければ他の債権者がより多くの債権回収を期待することができたためであると考えられる。

例えば、600 万円しか財産をもたない A が、B に対して 300 万円の債務を、C に対して 600 万円の債務を負担している場合、A は無資力である。このとき、

---

[49] 任意弁済の詐害行為取消しをするために無資力要件と支払不能要件のいずれをも満たす必要があることについては、「法制審議会民法（債権関係）部会第 82 回会議議事録」55 頁〔中田裕康・金洪周関係官各発言〕参照。

ただし、支払不能要件のみが問題となるとするものとして、内田貴『民法Ⅲ〔第 4 版〕』（東京大学出版会、2020）366-367 頁がある。

[50] 平成 29 年民法改正に際しても、立案過程においてこのことが明らかにされている。この点につき、「法制審議会民法（債権関係）部会第 82 回会議議事録」・前掲注 49)55 頁〔金洪周関係官発言〕参照。また、平成 29 年改正後の民法のもとで債務者の無資力が詐害行為取消しの要件となるとするものとして、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017）759 頁、中田裕康『債権総論〔第 4 版〕』（岩波書店、2020）296 頁等がある。

[51] 潮見・前掲注 50)757 頁のほか、中田・前掲注 50)302-303 頁も参照。

なお、最判昭和 35 年 4 月 26 日民集 14 巻 6 号 1046 頁は、債務者の信用等も考慮されるとする。この点については、三淵乾太郎「判解」最判解民事篇昭和 35 年度（1961）162-163 頁のほか、瀬戸口・前掲注 36)「債権者の共同担保に関する流動性」34 頁参照。

債権者平等の原則が妥当するとすれば、A の 600 万円の財産に基づき、B は 200 万円の債権を回収し、C は 400 万円の債権を回収すべきことになる。しかし、A が 300 万円の財産をもって B に任意弁済をしてしまうと、C は残る 300 万円の財産に基づいて債権回収をするしかなく、B は 300 万円の債権を回収し、C は 300 万円の債権を回収する結果となる。このように、A による B に対する任意弁済の結果として、債権者平等の原則が妥当する場合と比べて、C はより少額でしか債権回収をすることができなくなることから、この任意弁済は C を害するものとして詐害行為取消しの対象となりうることになる。

しかし、このような意味においてある債権者に対する任意弁済が他の債権者を害するものであるとするためには、他の債権者が債権者平等の原則のもとでの債権回収を期待すべき立場にあったといえる必要がある。前述の例では、C が 400 万円の債権回収を期待すべき立場にあったといえてはじめて、A による B に対する 300 万円の任意弁済は、C を害するものとして評価され、詐害行為取消しの対象となることが正当化される。そこで、他の債権者が債権者平等の原則のもとでの債権回収を期待すべき立場にあったこと、前述した例では C が 400 万円の債権回収を期待すべき立場にあったことを、どのようにして基礎づけることができるかが問題となる。

ここで、Ⅱで検討した内容が注目されることになる。

一方で、強制執行手続や倒産手続の外では、財産・債権者・債権額の確定が困難であるため、これらの確定を前提とするはずの債権者平等の原則を妥当させることはできない。したがって、任意弁済による債権回収を念頭に置く場合、財産・債権者・債権額の確定が困難であるため、債権者平等の原則に基づいて任意弁済が行われることを期待することはできない。前述した例に即していえば、C は、任意弁済を通じて 400 万円の債権を回収することを期待すべき立場にあったということはできないのである。

他方で、強制執行手続においては、財産・債権者・債権額の確定のための仕組みが手続上組み込まれているため、これらの確定を前提とする債権者平等の原則を妥当させることができる。したがって、強制執行手続による債権回収を

念頭に置く場合、債権者平等の原則に基づいて強制執行手続が行われることを期待することができる。前述した例に即していえば、C は、強制執行手続を通じて 400 万円の債権を回収することを期待すべき立場にあったということができる。

このように、強制執行手続を通じての債権回収を想定するのであれば、他の債権者が債権者平等の原則のもとでの債権回収を期待すべき立場にあったことを基礎づけることができ、またこのことを前提として、無資力である債務者がある債権者に対して行った任意弁済を他の債権者を害するものとして評価することが可能になる[52]。こうして、民法上、無資力である債務者による任意弁済が詐害行為取消しの対象となりうるものとされているのは、強制執行手続における債権者平等が民法において予定されているためであると考えることができる。

（３）　支払不能要件

また、民法 424 条の 3 第 1 項 1 号は、債務者の支払不能が任意弁済の詐害行為取消しの要件となることを規定するとともに、そこでいう「支払不能」を、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」と定義している。

この支払不能要件は、平成 29 年民法改正に際して、倒産法上の否認権に関する規律をふまえて導入されたものである。例えば、倒産法の 1 つである破産法においては、平成 16 年破産法改正の結果、任意弁済が否認の対象となるために

---

[52] 同様のことは、贈与のような財産減少行為を詐害行為取消しの対象とする場合についてもいうことができる。例えば、600 万円しか財産をもたない A が、B に対して 300 万円の債務を、C に対して 600 万円の債務を負担しており、無資力である場合において、D に対して 300 万円の財産を贈与したとする。強制執行手続を通じての債権回収を想定する場合、この贈与がなければ、A の 600 万円の財産に基づき、B は 200 万円の債権を回収し、C は 400 万円の債権を回収しうるはずのところ、この贈与の結果として、A のもとに残存する 300 万円の財産に基づき、B は 100 万円の債権を回収し、C は 200 万円の債権を回収することになりうる。したがって、この贈与は、B や C を害するものとして評価することが可能となり、詐害行為取消しの対象となりうることになる。このように、本文で述べたことは詐害行為取消し一般について妥当するものと考えられる。

は、債務者が支払不能であったことが基本的に必要とされている（破産法 162 条 1 項 1 号)。そして、このように支払不能が要件とされた背景には、債務者の支払不能前にされた任意弁済を常に否認の対象から除外することで支払不能にない債務者と債権者の双方が事後の否認をおそれることなく本旨弁済に臨めるようにすべきであるとする政策判断があった[53]。しかし、たとえ支払不能前にされた任意弁済が常に否認の対象から除外されるとしても、詐害行為取消しの対象となる可能性がなおも残るとすれば、結局のところ債務者と債権者は安心して任意弁済に臨むことができないこととなってしまう。そこで、平成 16 年破産法改正に際して採用された政策判断を貫徹するためには、支払不能前にされた任意弁済を常に詐害行為取消しの対象からも除外する必要があるとして、平成 29 年民法改正に際して支払不能要件が導入されることとなったのである[54]。

また、平成 16 年破産法改正により支払不能が任意弁済の否認の要件とされた背景には、支払不能こそが債権者間の平等を確保することを要請し、破産手続の開始を正当化するとともに、支払不能から一定期間経過後に破産手続が開始した場合においても支払不能の成立直後に破産手続が開始していたのと同様の処理を導くためのものとしての任意弁済の否認を正当化するという理解もあ

---

[53] 小川秀樹編著『一問一答　新しい破産法』(商事法務、2004) 219 頁、227 頁、伊藤眞ほか編『新破産法の基本構造と実務』ジュリスト増刊号（2007）378-379 頁〔小川秀樹発言〕、403 頁〔小川秀樹発言〕参照。

[54] 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答　民法（債権関係）改正』(商事法務、2018) 102 頁のほか、「民法（債権関係）部会資料 73A　民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（7)」42-44 頁参照。

また、このようにして支払不能要件を導入することで否認の対象から除外される任意弁済を詐害行為取消しの対象からも除外することは、「平時における一般債権者であれば詐害行為取消権を行使することができるのに、破産手続開始後における破産管財人は否認権を行使することができないという現象」である「逆転現象」を解消する意義をも有するとされた。この点につき、「民法（債権関係)部会資料 73A　民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(7)」・前掲 42-44 頁のほか、筒井＝村松編著・前掲 102 頁参照。

った[55]。現在も、破産法については、この理解が一般に採用されている[56]。そこで、平成 29 年民法改正により支払不能が任意弁済の詐害行為取消しの要件とされたことで、同じ理解が民法上の詐害行為取消しについても採用されたものと考えることができるかが問題となる。仮に同じ理解が採用されているとすると、支払不能である債務者がする任意弁済は、支払不能が要請する債権者平等に反するがゆえに、他の債権者を害するものとして評価されることになりうる。

しかし、結論として、このような理解は民法上の詐害行為取消しについては採用されていないものと考えられる。

破産法上は、債務者が支払不能に陥ると破産手続を開始できることとなっており（破産法 15 条 1 項）、破産手続が開始すると、破産手続に組み込まれている配当手続において債権者平等が実現する（破産法 194 条）。このことから、支払不能が要請する債権者平等とは、支払不能によって開始するはずの破産手続上の配当において実現すべき債権者平等であるということができる。そして、債務者が支払不能に陥ったにもかかわらず破産手続が開始していない状況下で債務者が任意弁済をすれば、その後に破産手続が開始したとしても、任意弁済を受けた債権者が破産手続上の配当に服さない分、支払不能の成立直後に破産手続を開始していれば破産手続上の配当において実現するはずだった債権者平等は実現しないことになる。しかし、このような任意弁済が否認されれば、任意弁済を受けた債権者も破産手続上の配当に服するため、支払不能の成立直後

---

[55] 小川編著・前掲注 53)226-228 頁、伊藤ほか編・前掲注 53)402-404 頁〔小川秀樹発言〕参照。このような理解は、平成 16 年破産法改正前において中西正「危機否認の根拠と限界(1)(2・完)」民商 93 巻 3 号(1985)41 頁、4 号(1986)54 頁、同「ドイツ破産法における財産分配の基準（1）（2・完）」法と政治 43 巻 2 号 431 頁、3 号（以上、1992）631 頁、同「否認権・相殺権」『倒産実体法』別冊 NBL69 号（2002）119 頁等において示されていた考え方を採用したものと考えられている。

[56] 山本克己「否認権（上）」ジュリ 1273 号（2004）76-77 頁、同「否認権（下）」ジュリ 1274 号（2004）124 頁、水元宏典「否認権の意義および性質」山本克己ほか編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008）245-246 頁、畑瑞穂「偏頗行為否認」同 258 頁、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール　破産法』（日本評論社、2014）352 頁〔中西正〕、同 367-368 頁〔中西正〕等参照。

に破産手続を開始していれば破産手続上の配当において実現するはずだった債権者平等を実現しうる。こうしたことから、破産法上の否認権との関係では、支払不能にある債務者による任意弁済は、支払不能によって開始するはずの破産手続上の配当において実現すべき債権者平等の実現を妨げる点で、他の債権者を害するものとして評価でき、またその否認を、このような支払不能が要請する債権者平等を実現するためのものとして位置づけることができるのである[57]。

これに対し、任意弁済が民法上の詐害行為取消権の対象となったとしても、そもそも破産手続が開始しているとは限らないため、支払不能によって開始するはずの破産手続上の配当において実現すべき債権者平等が実現する保障はない。このように、支払不能にある債務者による任意弁済が詐害行為取消しの対象となったとしても支払不能が要請する債権者平等が実現するわけではない以上、翻って、このような任意弁済を、支払不能が要請する債権者平等に反することに注目して他の債権者を害するものとして評価し、任意弁済の詐害行為取消しを支払不能が要請する債権者平等を実現するためのものとして正当化することはできないものと考えられる[58]。言い換えれば、民法における任意弁済の詐害行為取消しは、倒産手続を通じて機能する債権者平等の原則が民法におい

---

[57] この点に関して、山本・前掲注 56)「否認権（上)」76-77 頁は、破産法のもとでは偏頗行為否認制度が「偏頗行為の相手方である破産債権者に、破産配当による満足を強制するための制度」(傍点筆者）としてとらえられていると理解しており、同・前掲注 56)「否認権（下)」124 頁は、このような理解のもとで、「債権者平等の事後的回復」(傍点筆者）を目的とする偏頗行為否認制度において、「一部の債権者に対する弁済が確実に債権者平等に反すると断言できる最も早い時点」である支払不能に陥った時点が基準とされていることを説明している。ここでは、支払不能によって要請される債権者平等の確保が、最終的には破産手続のもとでの配当によって実現されることを前提として、偏頗行為否認の基礎が支払不能に見出されているものと考えられる。

[58] 同様の指摘をするものとして、小粥太郎「債権者平等の原則と担保」角紀代恵ほか編『現代の担保法』(有斐閣、2022）15-17 頁がある。また、瀬戸口祐基「偏頗行為の否認・詐害行為取消しの要件としての支払不能」中島弘雅ほか編集代表『民法と倒産法の交錯――債権法改正の及ぼす影響』(商事法務、2023）106-109 頁も参照。

て予定されていることによって基礎づけられるわけではないものと考えることができる。

（４）　小括

以上のとおり、ある債権者に対する任意弁済を他の債権者を害するものとして詐害行為取消しの対象とすることは、無資力である債務者が任意弁済を行うと、強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを想定したときに、その分だけ他の債権者が強制執行手続のもとで債権回収をすることができなくなるおそれが生じることによって基礎づけられる。すなわち、強制執行手続において債権者平等の原則が機能することが民法上の制度である詐害行為取消権制度のもとで想定されているからこそ、任意弁済の詐害行為取消しが認められるものと考えることができるのである。

なお、破産法上の否認権については、支払不能である債務者が任意弁済を行うと、破産手続において債権者平等の原則が機能することを想定したときに、支払不能によって開始するはずの破産手続上の配当において実現すべき債権者平等の実現が妨げられることによって、任意弁済の否認を基礎づけることができる。しかし、このような基礎づけは、否認の後に破産手続上の配当が予定されていることを前提とするものであり、詐害行為取消しの後に破産手続上の配当を予定しない民法上の詐害行為取消権については、これと同様のかたちで任意弁済の詐害行為取消しを基礎づけることはできない。すなわち、破産手続において債権者平等の原則が機能することが民法上の制度である詐害行為取消権制度のもとで想定されているとすることによって、任意弁済の詐害行為取消しが認められるものと考えることはできないのである。

３　任意弁済の詐害行為取消しの効果と債権者平等の原則

（１）　序

しかし、そうすると、無資力である債務者による任意弁済の詐害行為取消しが基礎づけられるためには、任意弁済の詐害行為取消しの後に強制執行手続において債権者平等の原則が機能することが予定されている必要があることにな

る。言い換えれば、詐害行為取消権が行使された後、債務者のもとに回復した逸出財産について強制執行手続が利用され、この強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することで、任意弁済がない場合に取消債権者が期待することができたはずの債権回収が実現されることとなるべきものと考えられる。

任意弁済の詐害行為取消しがされた後に強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することは、取消しの効力が債務者や取消債権者以外の債権者にも及ぶことから可能である（(２)）。ただし、取消債権者がいわゆる「事実上の優先弁済」というかたちで強制執行手続によらずに債権回収をする場合には、債権者平等の原則が機能しないこととなる（(３)）。

（２）　強制執行手続の可能性

平成 29 年改正前民法のもとでは、詐害行為取消権制度の趣旨について多様な理解が示されていたが[59]、多くの見解が詐害行為取消権制度を事後の強制執行のために責任財産を保全することを目的とするものとして理解しており[60]、判例もこれと同様の理解を示していた[61]。平成 29 年改正後の民法も同様の理解を採用しており（民法 424 条 4 項参照）、詐害行為取消権が行使された後には強制執行手続が利用されることが想定されている[62]。

---

[59] 平成 29 年改正前民法のもとでの詐害行為取消権の制度趣旨をめぐる学説の状況については、奥田昌道編『新版注釈民法（10）Ⅱ』（有斐閣、2011）795-821 頁〔下森定〕、中田裕康『債権総論〔第 3 版〕』（岩波書店、2013）272-278 頁、能見善久＝加藤新太郎編『論点体系　判例民法〔第 2 版〕　4　債権総論』（第一法規、2013）121-161 頁〔佐藤岩昭〕、沖野眞巳「判批」中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選Ⅱ債権〔第 7 版〕』（有斐閣、2015）33 頁等参照。

[60] ただし、詐害行為取消権制度を強制執行手続によらずに債権回収を行うためのものとして位置づけようとする見解として、平井宜雄「不動産の二重譲渡と詐害行為――action paulienne への回帰を意図して」同『民法学雑纂』（有斐閣、2011）〔初出 1993〕359 頁等もあった。

[61] 例えば、最判平成 9 年 2 月 25 日判時 1607 号 51 頁は、「詐害行為取消権は、債務者の責任財産を確保し将来の強制執行を保全するために債権者に認められた権利である」と判示していた。

[62] 民法 424 条 4 項は、強制執行により実現することのできない債権を被保全債権とする詐害行為取消請求を否定しているところ、この規定について、筒井＝村松編著・前掲注 54)100 頁は、「詐害行為取消権は、本来的には、後の強制執行に備えて責任財産を保全するためのものであることを踏まえ」たものである

したがって、任意弁済の詐害行為取消しがされた場合も、例えば、詐害行為取消しの結果として債務者が受益者に対して弁済として支払った金銭の不当利得返還債権を取得したとして、この債権について債権執行が利用されたうえで、この強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能するものと考えることができそうである。

しかし、平成 29 年改正前民法のもとでは、このような強制執行手続の可能性について理論的な疑義があった。なぜなら、このような強制執行手続が可能となるためには、債務者との関係で任意弁済が取り消されているものとして扱われることを前提として債務者が受益者に対して不当利得返還債権を有する必要があると考えられるところ、平成 29 年改正前民法のもとでの判例によれば、詐害行為取消しの効果は、取消債権者と、詐害行為取消請求の相手方との間でのみ生じ、債務者には及ばないものとされていたためである[63]。実際、判例は、詐害行為取消しの効果が債務者に及ばないことを理由として、詐害行為取消しの結果として債務者が受益者に対して逸出財産に係る返還請求権を取得することを否定するとともに、取消債権者が強制執行手続を利用することをも否定していた[64]。

もっとも、このような問題は、平成 29 年民法改正により取消しの効果が債務者にも及ぶものとされたことによって克服された（民法 425 条）[65]。したがって、現行法のもとでは、任意弁済が詐害行為取消しの対象となった後には、債務者が受益者に対して弁済として支払った金銭の不当利得返還債権を取得したとして、この債権について債権執行が利用されることが可能であると考えられ

としている。

[63] 大連判明治 44 年 3 月 24 日民録 17 輯 117 頁等。

[64] 大判大正 10 年 6 月 18 日民録 27 輯 1168 頁。その詳細については後掲注 69) 及びこれに対応する本文参照。

[65] 民法 425 条に関する平成 29 年民法改正の趣旨については、「民法（債権関係）部会資料 73A　民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（7）」・前掲注 54)56 頁、「法制審議会民法（債権関係）部会第 91 回会議議事録」37-38 頁〔金洪周関係官発言〕、同 40 頁〔金洪周関係官発言〕のほか、筒井＝村松編著・前掲注 54)108-109 頁参照。

る[66]。さらに、取消しの効果は全ての債権者に対しても及ぶため（同条）[67]、取消債権者以外の債務者に対する債権者がこの強制執行手続に参加し、その結果として債権者平等の原則が機能することが可能である。

このように、詐害行為取消しの効果が債務者や全ての債権者に及ぶことから、任意弁済が詐害行為取消しの対象となった場合には、強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することが可能となっている[68]。

（３）　「事実上の優先弁済」の可能性

もっとも、いわゆる「事実上の優先弁済」が行われる場合には、取消債権者が強制執行手続によらずに自己の債権を回収することになるため、債権者平等の原則が機能しないことになる。

（２）で前述したように、平成 29 年改正前民法のもとでは、判例上、詐害行為取消しの効果が債務者に及ばないものとされていたため、債務者が受益者に対して不当利得返還債権を取得することはなく、それゆえ、このような不当利得返還債権について取消債権者が強制執行手続を利用することもできないもの

---

[66] 筒井＝村松編著・前掲注 54)108 頁は、民法 425 条について、「確定判決の効力（取消しの効果）が債務者にも及ぶため、受益者が詐害行為取消請求に係る訴えの被告となっていた場合には、当然ながら、債務者は、受益者に対し、取消しの対象となった行為によって移転した財産の返還や不当利得の返還を求めることができることになる」と説明している。そして、同 108 頁注 1 及び注 2 は、この返還請求権を、取消債権者や債務者に対する他の債権者が仮差押えの対象とすることができることを前提とする記述をしている。こうしたことから、詐害行為取消しの結果として債務者が受益者に対して取得する不当利得返還債権について債権執行が利用されることは可能であると考えられる。

ただし、債務者が不当利得返還債権を取得することを否定するものとして、鎌田薫ほか編『新基本法コンメンタール　債権 1』（日本評論社、2021）108-109 頁〔片山直也〕、同 124 頁〔片山直也〕がある。

[67] なお、民法 425 条が定める「全ての債権者」には、詐害行為の時より後に債権者となった者や、詐害行為取消請求を認容する確定判決より後に債権者となった者も含まれる。この点につき、「民法（債権関係）部会資料 73A　民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（7)」・前掲注 54)56 頁、「法制審議会民法（債権関係）部会第 91 回会議議事録」・前掲注 65)40 頁〔金洪周関係官発言〕参照。

[68] さらに、本文で述べたことは、任意弁済の詐害行為取消しが問題となる場面を超えて、広く詐害行為取消し一般について妥当するものと考えられる。

とされていた。しかしそうすると、結局のところ、取消債権者は、詐害行為取消しによって回復するはずの責任財産に基づき債権回収をすることができないこととなってしまう。そこで、判例は、このような不都合を回避するために、詐害行為取消しがされると、取消債権者が受益者に対して、逸出財産の返還に相当する金銭の支払を取消債権者に対してするよう請求することができるとしていた[69]。

これによれば、任意弁済が詐害行為取消しの対象となれば、債務者が受益者に対して弁済として支払った金銭について、取消債権者は受益者に対して、債務者ではなく取消債権者自身に支払うよう請求できることになる。もっとも、こうして取消債権者に対して支払がされたとしても、それは逸出財産の返還として行われるものであるため、取消債権者が債務者に対して有している被保全債権が直ちに回収されるわけではないはずである[70]。そこで、取消債権者が最

---

[69] 大判大正 10 年 6 月 18 日・前掲注 64)。この判例は、取消債権者自身への支払を請求することができる理由について、次のように判示している。「蓋シ詐害行為取消ノ効力ハ相対的ニシテ何人ニモ対抗シ得ヘキ絶対的ノモノニアラサルニヨリ詐害行為取消ノ裁判ハ独リ訴訟当事者タル債権者ト受益者又ハ転得者トノ間ニ於テノミ法律行為ヲ無効ナラシムルニ止リ訴訟ニ関与セサル債務者ニ対シテハ法律行為ハ依然トシテ有効ニ存在スルカ故ニ債務者ハ取消ノ裁判ニ基キ受益者又ハ転得者ニ対シテ此等ノ者カ受ケタル利益又ハ財産ノ返還ヲ請求スルコトヲ得サルハ勿論取消債権者モ亦債務者ニ対スル自己ノ債権ニ関スル債務名義ニヨリ受益者又ハ転得者ニ対シ其受ケタル利益又ハ財産ヨリ弁済ヲ受クル為メ之ニ対シ執行ヲ為スコトヲ得ス果シテ然ラハ取消債権者ハ詐害行為取消ノ裁判ヲ受クルモ到底其効果ヲ収ムルコトヲ得サルカ如キ不合理ナル結果ヲ生スルニ至レハナリ」。そのうえで、債務者が受益者に対して有する金銭債権について相殺禁止特約があったにもかかわらずその特約が解除されたうえで相殺が行われた事案において、取消債権者が詐害行為取消権を行使することで受益者の家督相続人に対してこの金銭債権につき取消債権者自身に支払をするよう請求することができるという判断を示した。

[70] 大判大正 10 年 6 月 18 日・前掲注 64)も、「取消債権者ハ詐害行為取消ノ結果トシテ受益者又ハ転得者ノ受ケタル利益又ハ財産ヲ自己独リ弁済ヲ受クル為メニ直接之カ請求ヲ為スコトヲ得サルハ勿論ナルモ他ノ債権者ト共ニ弁済ヲ受クルカ為メニ受益者又ハ転得者ニ対シ其受ケタル利益又ハ財産ヲ自己ニ直接支払又ハ引渡ヲ為スコトヲ請求シ得ルモノト謂ワサルヘカラス」と判示しており、受益者による取消債権者に対する支払によって、取消債権者が直ちに債権回収を果たせるわけではないという理解をしているものと考えられる。

終的にどのようにして債権回収を果たすことができるかが問題となる。

この問題については、受益者から逸出財産の返還として金銭の支払を受けた取消債権者は債務者に対してこの金銭を返還すべき債務を負うとしたうえで、この債務を受働債権とし被保全債権を自働債権とする相殺によって、取消債権者による債権回収が果たされるとする見解が存在していた[71]。しかし、詐害行為取消しの効果が債務者に及ばないとする判例を前提にする限り、取消債権者が受益者から受領した金銭を債務者に対して返還する債務を負うことはないはずであり、相殺による債権回収は理論的に成り立たないものと考えられる[72]。そして、取消債権者は受益者から受領した金銭を債務者に対して返還する債務を負わないことから、結局のところ、その金銭を保持することで事実上満足を受けたことになる。こうして、法的な処理が不明確なまま、取消債権者が詐害行為取消権の行使により逸出財産の返還として受領した金銭に基づき他の債権者を排除した状態で事実上の満足を受けることは、「事実上の優先弁済」と呼ばれたが[73]、判例もこのことを積極的に承認していたわけではなく立法による解

---

[71] 奥田編・前掲注 59)935 頁〔下森定〕等。また、前掲注 16)で引用した鈴木・前掲注 4)38 頁注 3 も参照。

[72] この点につき、最判昭和 37 年 10 月 9 日民集 16 巻 10 号 2070 頁は、詐害行為取消権の行使により受益者から取消債権者に対する金銭の支払がされた後に、この金銭について受益者が取消債権者に対して自己の債権額の割合に応じた額の支払を請求した事案において、取消債権者が相殺により債権回収を果たしていることを理由としてこの請求が認められない旨の主張をしていたところ、この相殺に関する主張について判断することなく、受益者による請求を否定している。そして、この判例についての調査官解説である田中永司「判解」最判解民事篇昭和 37 年度（1963）381 頁は、詐害行為取消しの効果が債務者に及ばないとする判例のもとでは取消債権者が債務者に対して返還債務を負うとすることはできないのではないかとの疑問を示している。

ただし、奥田編・前掲注 59)935-936 頁〔下森定〕は、詐害行為取消しの効果が債務者に及ばないとしても、「取消債権者の方で、債務者に代わって受けとった金銭につき、債務者への返還義務が自分にあると主張して、これと自己の債権とを相殺するという主張をなすことは、論理的に可能であ」るとしていた。

[73] 中田・前掲注 59)267-268 頁参照。

ただし、相殺を認める見解のもとでも、相殺による債権回収を指して「事実上の優先弁済」という表現が用いられていたことにつき、奥田編・前掲注 59)935 頁〔下森定〕参照。

決の必要性を示唆していた[74]。

そうした中、（２）で前述したように、平成 29 年民法改正により、詐害行為取消しの効果が債務者にも及ぶこととなった。そしてこれにより、（２）で前述したとおり、詐害行為取消しの結果として、債務者が受益者に対して不当利得返還債権を取得することになるため、取消債権者は問題なく強制執行手続により債権回収を果たすことができることとなる。

そうすると、そもそも、取消債権者が詐害行為取消請求の相手方に対して、逸出財産の返還としての支払又は引渡しを取消債権者に対してするよう請求することを認める必要はなくなりそうである。しかし、平成 29 年民法改正により、取消債権者がこのような直接請求権を有することが明文の規定によって認められた（民法 424 条の 9 第 1 項）。そして、取消しの効果が債務者にも及ぶことから、取消債権者が受益者から受領した金銭を債務者に対して返還する債務を負うことが肯定されるところ、平成 29 年民法改正に際しては、紆余曲折の末、このような債務の負担を前提とした相殺による債権回収を否定しないこととされた[75]。

---

[74] この点につき最判昭和 46 年 11 月 19 日民集 25 巻 8 号 1321 頁は、取消債権者が詐害行為取消権の行使により金銭の支払を請求したのに対して、受益者が自己の債権額の割合に応じた額の支払を「配当要求の意思表示」により拒否しようとした事案において、「取消債権者が受益者または転得者に対し、取消にかかる弁済額を自己に引き渡すべきことを請求することを許すのは、債務者から逸出した財産の取戻しを実効あらしめるためにやむをえないことなのである」として、大判大正 10 年 6 月 18 日・前掲注 64)と同様の判断を示しつつ、「その場合、ひとたび取消債権者に引き渡された金員が、取消債権者のみならず他の債権者の債権の弁済にも充てられるための手続をいかに定めるか等について、立法上考慮の余地はあるとしても、そのことからただちに、上告人のいわゆる配当要求の意思表示に、所論のような効力を認めなければならない理由はないというべきである」との判断を示している。そして、この判例についての調査官解説である杉田洋一「判解」最判解民事篇昭和 46 年度（1972）268 頁は、この結果として「事実上の優先弁済」が生じることについて、立法による解決の必要性を示唆していた。

[75] 平成 29 年民法改正に際しての法制審議会における議論状況については、森田修『「債権法改正」の文脈――新旧両規定の架橋のために』（有斐閣、2020）〔初出 2018〕533-547 頁、筒井＝村松編著・前掲注 54)110 頁等参照。

こうして、任意弁済が詐害行為取消しの対象となった場合において、取消債権者が受益者に対して直接請求権を行使し（民法 424 条の 9 第 1 項）、逸出財産の返還に相当するものとして金銭の支払を受けた後、相殺（民法 505 条 1 項本文）をすれば、取消債権者は強制執行手続を利用することなくして債権回収を果たせることになる。平成 29 年改正後の民法のもとでは、このような意味での「事実上の優先弁済」の可能性が認められることとなるわけである。そして、このようなときには強制執行手続が利用されないため、強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能することもないことになる。

もっとも、このようなかたちでの「事実上の優先弁済」が可能であるとしても、（２）で前述したように、任意弁済の詐害行為取消しの後に強制執行手続の利用が想定されており、その強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することが否定されるわけではない。したがって、任意弁済の詐害行為取消しの効果との関係で、強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能することが想定されているとすることは、なおも可能であると考えられる。

また、取消債権者が直接請求権を行使したとしても、詐害行為取消しの効果が債務者にも及ぶため、債務者は受益者に対して不当利得返還債権を有することになるところ、この不当利得返還債権について受益者が債務者に対して弁済をすれば、受益者に二重払いの負担を課さないようにするために、取消債権者は受益者から支払を受けることができなくなると考えられている[76]。そこで、取消債権者が、こうした事態を避けるために、債務者が受益者に対して有する不当利得返還債権について債権執行を利用する可能性が指摘されている[77]。また、取消債権者が直接請求権を行使したとしても、取消債権者以外の債務者に対する債権者や受益者が、債務者が受益者に対して有する不当利得返還債権について債権執行を利用する可能性も指摘されている[78]。これらの指摘によれば、

---

[76] 筒井＝村松編著・前掲注 54)108 頁参照。

[77] 潮見・前掲注 50)832 頁、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『債権法の未来――改正が見送られた重要論点』（商事法務、2023）253 頁〔赫高規〕のほか、筒井＝村松編著・前掲注 54)108 頁注 1 も参照。

[78] 潮見・前掲注 50)831 頁、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編・前掲注

任意弁済の詐害行為取消しの後に強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能するという想定は、必ずしも非現実的なものではないことになる。

他方で、任意弁済の詐害行為取消しが、その後の強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能することを想定したものであるとすると、そのことが、相殺を通じた「事実上の優先弁済」を否定する方向に作用しないかが問題となる。ここでの債権者平等の原則は強制執行手続が現実に利用されることによってはじめて機能するものであるため、強制執行手続の利用を伴わない相殺による排他的な債権回収がこのような債権者平等の原則によって直ちに否定されることはない。ただし、取消債権者が直接請求権を行使して債務者に対する債務を成立させることで強制執行手続によらずして債権回収をすることが、自力救済の禁止との関係で問題となりうるように思われる[79]。特に、自力救済の禁止の反面としてその利用が求められる強制執行手続のもとで保障されるべき、債務者や他の債権者の実体的・手続的利益を不当に害することとならないかが問われうる。そして、この問題との関係で、強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能する際に他の債権者が享受するはずの実体的・手続的利益を考慮することが、「事実上の優先弁済」を自力救済の禁止に抵触するものとして評価する方向に作用する余地はあるように思われる。

（４）　小括

---

77)254-255 頁〔赫高規〕参照。

なお、特に取消債権者以外の債務者に対する債権者によって債務者が受益者に対して有する不当利得返還債権について差押えや仮差押えがされた場合において、なおも取消債権者が直接請求権に基づき受益者に対して自らへの金銭の支払を求めることができるかが問題となることにつき、筒井＝村松編著・前掲注 54)108 頁注 2 参照。肯定説として、中田・前掲注 50)324 頁、否定説として、潮見・前掲注 50)825 頁、内田・前掲注 49)388 頁、高須順一『詐害行為取消権の行使方法とその効果』（商事法務、2020）201-204 頁、奥田昌道＝佐々木茂美『新版　債権総論　中巻』（判例タイムズ社、2021）489 頁等参照。

[79] 本稿とは異なる視点に基づき、取消債権者の直接請求権や、この直接請求権の行使を通じての相殺による「事実上の優先弁済」を、強く批判するものとして、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編・前掲注 77)256-264 頁〔赫高規〕がある。

以上のとおり、平成 29 年民法改正により詐害行為取消しの効果が債務者にも及ぶこととなったことで、任意弁済が詐害行為取消しの対象となった場合には、債務者が受益者に対して弁済として支払った金銭につき、債務者自身が受益者に対して不当利得返還債権を有することとなった。そして、その結果として、取消債権者をはじめとする債務者に対する債権者が、この不当利得返還債権について強制執行手続を利用することが可能となり、これに伴い、この強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能するようになった。こうして、平成29年改正後の民法のもとでは、任意弁済の詐害行為取消しの効果に注目したとき、従前よりも、詐害行為取消権制度を事後の強制執行手続を予定したものとして位置づけることが可能となっている。そして、この事後の強制執行手続においては債権者平等の原則が機能することとなっていることから、詐害行為取消権制度は、任意弁済の詐害行為取消しがされた場合に、強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能することを予定したものであるとすることができる。

ただし、強制執行手続を通じて債権者平等の原則が機能することが予定されているといっても、特に取消債権者が直接請求権を行使する場合には、強制執行手続が利用されることなく取消債権者が相殺を通じて独占的に債権回収を果たすことがありうる。このような「事実上の優先弁済」は、強制執行手続を通じて機能するはずの債権者平等の原則によって直ちに否定されることはないものの、強制執行手続の利用を要請する自力救済の禁止との関係で問題とされる余地がある。また、たとえこのような「事実上の優先弁済」が認められるとしても、詐害行為取消権制度を、事後の強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを予定したものとして位置づけることはなおも可能であると考えられる。

４　まとめ

ここまで、任意弁済の詐害行為取消しの要件と効果のそれぞれについて検討してきた。要件については、強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することを想定したときに、ある債権者に対して無資力である債務者が行った弁

済は他の債権者を害するものと評価できるからこそ、この任意弁済の詐害行為取消しが基礎づけられることを確認した。また、効果については、このようにして任意弁済の詐害行為取消しがされた場合には、強制執行手続が利用されることで実際に債権者平等の原則が機能し、詐害行為としての任意弁済によって害された他の債権者の利益が確保されるようになっていることを確認した。なお、取消債権者が直接請求権を行使した後に相殺を利用する場合には、強制執行手続のもとで債権者平等の原則が機能することはないが、その是非にかかわらず、平成 29 年改正後の民法のもとでの詐害行為取消権制度において、詐害行為取消権の行使後に強制執行手続が利用され債権者平等の原則が機能することが可能となっていることに変わりはない。

このように、詐害行為取消権制度は、強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを想定した制度となっており、任意弁済の詐害行為取消しさらには詐害行為取消し一般の要件・効果を考えるうえでは[80]、強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを念頭に置くべきこととなっている。これは、強制執行手続において債権者平等の原則が機能することが、民法上の問題を考えるうえで意味をもつことを示している。こうしたことから、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するという考え方を採用し、強制執行手続において機能する債権者平等の原則を民法と連続したものとして位置づけることには、積極的意義があるものと考える。

Ⅳ　おわりに

本稿では、民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能するものと考える可能性について検討してきた。

---

[80] Ⅲでは主として任意弁済の詐害行為取消しをとりあげたが、要件・効果との関係で強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを念頭に置くべきことは、詐害行為取消し一般についても妥当するものと考えられる。この点につき、要件に関しては前掲注 52)を、効果に関しては前掲注 68)を、それぞれ参照。

「債権者平等の原則」を「「同一債務者に対する債権」に関する非優先性を前提とする比例弁済原則」として定義するとき、このような意味での債権者平等の原則が機能するためには、財産・債権者・債権額の確定が前提となるところ、強制執行手続においてはこうした前提が満たされるため、債権者平等の原則が機能しうることになる。そして、民法上の制度である任意弁済の詐害行為取消しは、このようにして強制執行手続において債権者平等の原則が機能することを想定したものとして理解することができる。そのため、民法上の問題を考えるうえで、強制執行手続において機能する債権者平等の原則を民法と分離したものとしてとらえるのではなく民法と連続したものとしてとらえることが有用であると考えられる[81]。「民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能する」という考え方は、このように強制執行手続において機能する債権者平等の原則を民法と連続したものとしてとらえる視点を提供するものであり、またこの考え方の実定法上の根拠が民事執行法 85 条 2 項であるということができる。

なお、「民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能する」と考えるからといって、「民法を主・執行法を従」としなければならないわけではなく、また逆に「民法を従・執行法を主」としなければならないわけでもない。民法と執行法とが相互に連関して全体としての民事法の一部が形

---

[81] この点に関連して、大村敦志『広がる民法 5　学説解読編　公論の空間を発見する』(有斐閣、2020) 275-276 頁は、次のように記述している。「ところで、債権者平等の原則とは何か。この点につき、中田裕康は慎重に二つの見方を示しつつも、これを民法上の原則とするのではなく倒産法（執行法）上の原則とする考え方に傾斜する。そこには倒産法の原則もまた私法上の原則には違いない（民法と倒産法を私法に包摂する）という発想が見られる。しかしながら、民法は実体的な権利関係を定めるだけでなく、その実現方法についても定める。そして、その実現方法を具体化するのが倒産法（執行法）であると考えることもできる。これは民法の観念を拡張した上で、倒産法（執行法）と関係づけるという発想である。強制履行・損害賠償なども権利の実現方法に関する規律であると考えるならば、決しておかしな発想ではない」。本稿が示した、「民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能する」という考え方は、ここで指摘されている、「民法の観念を拡張した上で、倒産法（執行法）と関係づけるという発想」を採用するものということができる。

成されているのであり、この相互連関が、「民法上の原則としての債権者平等の原則が強制執行手続を通じて機能する」ということ、さらには民事執行法 85 条 2 項によって、表現されているというべきだろう。